

第 6191 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月 8日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 事業年度の変更

Q : 今年の1月に会社を設立した会社ですが、決算期を何も考えずに5月としてしまいました。消費税のことを考えたら12月がいいようなので、決算期を変更したいのですができますか？

A : 決算までに定款を変更して、税務署に届出をすれば認められます。

【解説】

法人の事業年度は、株主総会で事業年度を変更する決議をして、定款等の変更をすれば変更することができます(変更によって事業年度が1年を超える場合は、事業年度の初日から1年間を一事業年度とし、最後に1年未満の期間が生じたときはそれも一事業年度となります)。

事業年度を変更した場合には、その変更後の事業年度に基づいて所得計算をし、法人税等の申告をします。

ただし、変更等が完了する前に事業年度が終了した場合は、その終了した事業年度については変更が認められませんので、ご質問の場合でしたら、5月末までに定款等の変更手続きが終わればこの期から変更することができますが、変更手続きが5月を過ぎると、次の決算からの変更になりますので注意が必要です。

なお、事業年度を変更した場合は、書面での旨を所轄税務署長に遅滞なく届け出なければなりませんので忘れないようにしてください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】